平成２３年（フ）第７１６１号
大阪市中央区上本町西２丁目２番15―2001号
債務者　菅　　聖希（旧氏名菅隆行）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８９号
大阪府交野市梅が枝31番505号
債務者　武部　友一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８号
北海道中川郡幕別町札内春日町294番地の72
債務者　田中　教一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
北海道帯広市東９条南10丁目16番地　コーポラスＳＯＫＫＥＮ302号
債務者　田中　史夫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３６３号
東京都府中市本宿町１丁目30番地の１フラワーコーポミナミ201
債務者　岩田　　蘭
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７７号
東京都調布市染地３丁目３番地１都営染地２―109
債務者　高渕　靖子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９５号
東京都狛江市駒井町２丁目15番９号コーポ駒井202
債務者　小西　一紀
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１号
石川県小松市大川町２丁目123番地
債務者　栢嶋　三樹
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１３０８号
東京都町田市玉川学園８丁目19番15号第７秀月荘201
債務者　鈴木　六郎
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０９号
東京都町田市玉川学園８丁目19番15号第７秀月荘201
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４００号
東京都八王子市明神町３丁目25番７号グランデュールマンション670号鈴木方
債務者　城島　達夫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５５号
長崎県佐世保市山祇町370番地、旧住所長崎県佐世保市大黒町７番１号　大黒アパートＤ―17
債務者　山口　浩司（旧姓蒲地）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
長崎県佐世保市愛宕町232番地１　フィールアットホーム103号室
債務者　阿島　雅伸
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
長崎県佐世保市中通町520番地９
債務者　都市　澄子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
長崎県佐世保市日宇町2884番地２　セジュールさつきＢ102号、旧住所長崎県佐世保市広田３丁目13番22号　ドミール都和Ａ．202号
債務者　松本　直美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３９７号
横浜市保土ケ谷区西谷町1290番地の１　モンシャトー西谷404
債務者　大野　　聡
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部